

# CO<sub>2</sub>排出量（スコープ 1~3） 算定報告書（2022 年度）

株式会社博報堂 DY ホールディングス

## 1. 対象期間

2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日

## 2. 対象範囲

CO<sub>2</sub>排出量スコープ 1,2

親会社および国内グループ会社の主要拠点（123 箇所）を対象に集計。

CO<sub>2</sub>排出量スコープ 3

株式会社博報堂、株式会社大広、株式会社読売広告社、株式会社博報堂 DY メディア パートナーズ、株式会社博報堂プロダクツ。

## 3. 算定方法

CO<sub>2</sub>排出量スコープ 1,2 は、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）ベースで算定しています。電力については環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」より公表されている排出係数の 2022 年度代替値を使用して算定しています。

CO<sub>2</sub>排出量スコープ 3 は、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン(Ver.2.5)に基づき、サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース(Ver.3.3)（以下、「環境省の排出原単位データベース(Ver3.3)」という。）に則り算定しています。スコープ 3 については、エネルギー使用量が著しく少ない従業員数が 20 名未満の小規模な事業所は除外しています。

### カテゴリ 2

報告年に取得した資本財の取得価額（「建物及び建物付属設備」「機械装置」「車両運搬具」「工具器具備品」等の合計金額）に対し、環境省の排出原単位データベース(Ver3.3)より対象係数を用いて算定。

### カテゴリ 3

報告年の調達エネルギー量（電力・熱）に対し、環境省の排出原単位データベース(Ver3.3)より対象係数を用いて算定。

### カテゴリ 6

報告年の出張交通費および通勤以外の交通費を国外航空機、国内航空機、国内鉄道、タクシー、その他に分類しそれぞれの交通費を環境省の排出原単位データベース(Ver3.3)より対象係数を用いて算定。出張交通費は一部（当社グループで使用している出張管理システム使用分）を用いて算出。

#### カテゴリ-7

報告年の通勤費に対し、環境省の排出原単位データベース(Ver3.3)より対象係数を用いて算定。

#### カテゴリ-13

所有権を持つリース資産（オフィスビル）の報告年の年間使用エネルギー量の当社持分割合分に対し、環境省の排出原単位データベース(Ver3.3)より対象係数を用いて算定。

### 4. 算定結果

#### スコープ 1,2 排出量

スコープ	CO <sub>2</sub> 排出量 (t- CO <sub>2</sub> ) <input checked="" type="checkbox"/>
スコープ 1	449
スコープ 2	15,632
計	16,081

#### スコープ 3 カテゴリ別排出量

カテゴリ	CO <sub>2</sub> 排出量 (t- CO <sub>2</sub> ) <input checked="" type="checkbox"/>
カテゴリ-2（資本財）	3,759
カテゴリ-3（Scope1.2に含まれない燃料及びエネルギー活動）	2,117
カテゴリ-6（出張）	5,140
カテゴリ-7（雇用者の通勤）	2,085
カテゴリ-13（リース資産：下流）	1,914

※  を付した値について第三者保証を受けています。

スコープ 3：スコープ 1、スコープ 2 以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)  
上記以外のカテゴリの一部も試算していますが、本報告に含めていません。

以上

## 独立した第三者保証報告書

2024年3月29日

株式会社博報堂DYホールディングス

代表取締役社長 水島 正幸 殿

デロイトトーマツ サステナビリティ株式会社  
東京都千代田区丸の内三丁目2番3号

代表取締役 長谷 友春



デロイトトーマツサステナビリティ株式会社（以下「当社」という。）は、株式会社博報堂DYホールディングス（以下「会社」という。）が作成した「CO<sub>2</sub>排出量（スコープ1~3）算定報告書（2022年度）」（以下「報告書」という。）に記載されている  の付された2022年度のCO<sub>2</sub>排出量（以下「CO<sub>2</sub>情報」という。）について、限定的保証業務を実施した。

### 会社の責任

会社は、会社が採用した算定及び報告の基準（報告書の2.対象範囲及び3.算定方法に記載されている。）に準拠してCO<sub>2</sub>情報を作成する責任を負っている。また、温室効果ガスの算定は、様々なガスの排出量を結合するため必要な排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全である等の理由により、固有の不確実性の影響下にある。

### 当社の独立性と品質マネジメント

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士の倫理規程」が定める独立性及びその他の要件を遵守した。また、当社は、国際品質マネジメント基準第1号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質マネジメントシステムを維持している。

### 当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、CO<sub>2</sub>情報に対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、「国際保証業務基準3000 過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」（国際監査・保証基準審議会）、「国際保証業務基準3410 温室効果ガス報告に対する保証業務」（国際監査・保証基準審議会）及び「サステナビリティ情報審査実務指針」（サステナビリティ情報審査協会）に準拠して、限定的保証業務を実施した。

当社が実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、プロセスの観察、文書の閲覧、分析的手続、算定方法と報告方針の適切性の検討、報告書の基礎となる記録との照合又は調整、及び以下を含んでいる。

- ・ 会社の見積り方法が、適切であり、一貫して適用されていたかどうかを評価した。ただし、手続には見積の基礎となったデータのテスト又は見積の再実施を含めていない。
- ・ データの網羅性、データ収集方法、原始データ及び現場に適用される仮定を評価するため、責任者への質問、証拠及び関連文書の閲覧を含む手続により、事業所の調査を実施した。

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類と実施時期が異なり、その実施範囲は狭い。その結果、当社が実施した限定的保証業務で得た保証水準は、合理的保証業務を実施したとすれば得られたであろう保証水準ほどには高くない。

### 限定的保証の結論

当社が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、CO<sub>2</sub>情報が、会社が採用した算定及び報告の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

以 上